

国立大学法人富山大学覚醒剤及び覚醒剤原料取扱規則

平成18年3月16日制定
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成24年10月1日改正
平成26年6月24日改正
平成30年3月13日改正
令和3年1月27日改正
令和5年3月29日改正
令和6年3月26日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における研究用の覚醒剤及び覚醒剤原料（以下「覚醒剤等」という。）の取扱いについては、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「覚醒剤研究者」とは、学術研究のため、覚醒剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚醒剤を製造することができるものとして、富山県知事の指定を受けた本学教員をいう。
- (2) 「覚醒剤原料研究者」とは、学術研究のため、覚醒剤原料を製造又は使用することができるものとして、富山県知事の指定を受けた本学教員をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における覚醒剤等の取扱いに関する業務を総括する。

(担当理事の責務)

第4条 研究を担当する理事又は特命理事（以下「担当理事」という。）は、学長を補佐し、本学における覚醒剤等の使用及び管理を監督する。

(部局等の長の責務)

第5条 覚醒剤研究者及び覚醒剤原料研究者（以下「覚醒剤研究者等」という。）が所属する部局等の長は、当該部局等における覚醒剤等の取扱いに関する責任者として、覚醒剤等の適切な管理を監督する。

(覚醒剤等の保管)

第6条 覚醒剤は、鍵をかけた堅固な保管庫に、覚醒剤原料は、鍵をかけた保管庫にそれぞれ保管しなければならない。

(覚醒剤等の管理)

第7条 覚醒剤研究者等は、帳簿により自己が使用する覚醒剤等の管理を行わなければならない。

2 覚醒剤研究者等は、覚醒剤等の破損、滅失、盗取、所在不明その他の事故（以下「事故」という。）を防止するため、随時、帳簿により覚醒剤等の使用量及び現在量の点検

を行わなければならない。

(研究の終了等)

第8条 覚醒剤研究者等は、覚醒剤等を使用する研究を終了又は中止したときは、所有する覚醒剤等について、次に掲げる事項を、部局等の長に報告しなければならない。

(1) 覚醒剤等の品名及び数量

(2) 覚醒剤等の譲渡又は廃棄の方法

(3) 覚醒剤等及び締切りした帳簿の引渡し時期

2 部局等の長は、前項の規定による報告を受けたときは、担当理事を経て学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、法の定めに基づき富山県知事に届け出なければならない。

(覚醒剤等事故の届出及び対応)

第9条 覚醒剤研究者等は、管理している覚醒剤等について事故が生じたときは、速やかに部局等の長に報告しなければならない。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、速やかに担当理事を経て学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、法の定めに基づき富山県知事に届け出るとともに、必要な措置を講じるものとする。

(覚醒剤の年間報告)

第10条 覚醒剤研究者は、前年の12月1日からその年の11月30日までの間に取り扱った覚醒剤について、覚醒剤研究者の報告書及び別に定める覚醒剤等管理状況報告書により、指定の期日までに部局等の長に報告しなければならない。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、担当理事を経て学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、法の定めに基づき富山県知事に届け出なければならない。

(覚醒剤研究者等の指定申請)

第11条 覚醒剤研究者等の指定を受けようとする者は、覚醒剤取締法施行規則に定める申請書を部局等の長に提出しなければならない。

2 部局等の長は、前項により提出された申請書を、担当理事を経て学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項により提出された申請書を、法の定めに基づき富山県知事に申請しなければならない。

(指定証の預託)

第12条 覚醒剤研究者指定証及び覚醒剤原料研究者指定証（以下「指定証」という。）は、き損又は亡失を防止するため、研究推進部研究振興課（以下「研究振興課」という。）に預託することができる。

(指定証に関する届出)

第13条 覚醒剤研究者等は、指定証について次の各号に掲げる事態が生じたときは、関係書類を部局等の長に提出しなければならない。

- (1) 指定証の記載事項に変更が生じたとき。
 - (2) 指定証が不必要になったとき。
 - (3) 指定証をき損又は亡失したとき。
 - (4) 指定証の再交付を申請した後、亡失した指定証を発見したとき。
- 2 部局等の長は、前項により提出された関係書類を、担当理事を経て学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項により提出された関係書類を、法の定めに基づき富山県知事に届け出なければならない。

(覚醒剤等の管理状況の報告及びモニタリング)

第14条 部局等の長は、年に1回、当該部局等に所属する覚醒剤研究者等が管理する覚醒剤等の管理状況についてモニタリングを行い、その結果を担当理事を経て学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて担当理事に覚醒剤等の適切な管理のために必要な措置を講じるよう指示するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、部局等の長に対し臨時にモニタリングの実施を求めることができる。
- 4 第1項に規定するモニタリングの方法は別に定める。

(事務)

第15条 覚醒剤等の取扱いに関する事務は、関係部局等の協力を得て、研究振興課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。